

第2回次期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議議事録

1 開会、閉会の年月日及び時刻

令和5年8月7日（月） 午後1時30分開会
午後4時15分閉会

2 会議開催の場所

教育委員会室及びオンライン

3 出席者

荒瀬克己座長、星野敦子副座長、秋山佳子委員、石井ナナエ委員、城川雅士委員、戸ヶ崎勤委員、名越斉子委員、林文明委員、比嘉里奈委員、廣田拓也委員、星奈津美委員、堀田香織委員

4 発言の趣旨及び発言者

開 会

○司会 それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第2回次期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

初めに、新たに教育長の就任がございましたので紹介いたします。6月19日付けで教育長に就任した、日吉亨でございます。

ここで、日吉教育長から御挨拶申し上げます。

○日吉教育長 皆様、こんにちは。

今御紹介いただきました、6月19日付けで教育長を拝命いたしました日吉亨と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、第2回次期埼玉県教育振興基本計画の策定有識者会議ということで、皆様には大変お世話になります。一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、お忙しいところ会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この会議でございますが、次期埼玉県教育振興基本計画の策定に当たりまして、有識者の方々から幅広く御意見をいただくために行っているものでございます。

去る5月10日の日に開催いたしました第1回の会議では、委員の皆様から「これからの本県教育の目指すべき姿」をテーマとして、専門的な見地を踏まえて、様々な御意見をいただきました。私どもといたしましては、これまであまり意識してこなかった新たな視点などもいただきまして、認識を新たに深めたところでございます。

また、6月には国の方でも新たな教育振興基本計画が閣議決定されております。この計画では、2040年以降の社会を見据えた教育施策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針といたしまして、持続可能な社会の創り手の育成と日本社会に根差したウェルビーイングの向上、この二つが挙げられております。

これらを受けまして、7月21日になりますが、星野副座長様をはじめ、ワーキングチームの皆様にお越しいただきまして、様々な御意見をいただきました。本当にありがとうございました。

本日の会議では、これらの状況なども踏まえまして、次期埼玉県教育振興基本計画の埼玉教育の基本的な考え方や施策の展開につきまして、皆様から御意見をいただきたいと考えております。

皆様におかれましては、是非幅広い視点から御意見をいただきながら、本県の次期計画が充実したものとなるよう、お知恵

を拝借できればありがたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 次に、本会議に初めて御出席いただきました委員を御紹介させていただきます。

公益財団法人日本水泳連盟アスリート委員会委員、東洋大学非常勤講師、星奈津美様です。星様一言お願いいたします。

○星委員 初めまして、星奈津美です。よろしくお願いいたします。皆さんのお話を聞いて勉強させていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○司会 星委員、ありがとうございました。

それでは、これより議事に移らせていただきます。

議事の進行につきましては、設置要綱に基づきまして、荒瀬座長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議 事

次期埼玉県教育振興基本計画（素案）について

（１）全体構成、総論について

○荒瀬座長 皆さん、荒瀬でございます。よろしくお願いいたします。

今日は私も筑波からオンラインで出席をさせていただいております。ちょっと音声のことですとか、どなたが手を挙げていらっしゃるかが分からないこともあるかもしれませんので、事務局のお助けをいただきながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、次第に示された議事に従いまして進めたいと思います。

本日は次期埼玉県教育振興基本計画についてということを経験といたしまして皆様から、先ほど教育長からもございましたが、幅広い御意見を頂戴できればと思っております。

まず、7月21日に開催されましたワーキングチームにおきまして、ワーキングチームの皆様、本当にありがとうございました。本日の議題について、事前に御検討いただきましたので、その結果をワーキングチームのリーダーである星野副座長から御報告をいただきたいと思っております。

その後、会議を前半と後半の二つに分けまして、前半を議題の1といたしまして全体構成と総論につきまして、それから、後半を議題の2といたしまして施策の展開、指標設定の考え方につきまして御議論をいただければと思っております。

それぞれ事務局から御説明をいただいた後、その御説明に対する御質問をお受けし、その後、委員の皆様のお意見を伺ってまいりたいと思っております。

なお、ワーキングチームに御出席いただきました委員の皆様からは、既に御意見をいただいておりますので、まずは、ワーキングチーム以外の皆様から、お一人ずつ御意見をいただきたいと思っております。もちろんワーキングチームに御出席の皆様におかれましても、それらをお聞きになった上で、また改めて御意見をということをお願いしたいと思っております。

それから、ちょっと今日は長丁場でございますので、議題の1と議題の2の間に10分程度の休憩を入れたいと思っております。

では、まず星野副座長、ワーキングチームの御報告をお願いいたします。

○星野副座長 それでは、星野の方から先日のワーキングチームの議論の結果につきまして御報告をさせていただきます。

第1回のワーキングチームでは、事務局から資料について説明を受けた後、基本理念、そして計画全体に共通する視点、施策体系等について活発に意見が出されました。

まず、基本理念について御報告いたします。

第3期計画の基本理念である「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」、これを継承するという案に対し、ワーキングチーム内ではおおむね賛成でありました。ただ、これにつきまして以下のような意見が出されております。

まず、豊かな学びの説明として、「県民の誰もが参画し得る、多様で深い学びを生涯にわたって続けること」という記述が

あるが、この深い学びについては定義を明確にするべきであろうということ、そして、国の教育振興基本計画の二つのコンセプトであります2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成と日本社会に根差したウェルビーイングの向上、この二つが基本理念とつながるとよい。まあ、内容的にはつながっているという解釈をした上で、その辺のつながりを明確にした方がよいのではないかという意見も出されました。

そして次に、計画全体に共通する視点のうち、誰一人取り残さない教育の推進については、以下のような意見が出されております。

まず、共生社会は誰もが支援される側であり、誰もが支援する側になる。お互いに両方の立場で関わりながら作っていくのが本当の共生社会である。そういった視点を十分に生かしてもらいたい。

また、それと関連しているのですけれども、SDGsの理念を踏まえ、取り残さないではなく取り残されないという表現、国もこういった表現をなさっているので、「取り残さない」ではなく「取り残されない」の方がよいのではないだろうか。SDGsの理念は、もともと「leave no one behind」、これの翻訳ということでございますけれども、ちょっと表現についての御意見がございました。

また、共生社会の実現や社会的包摂という文言を取り入れることが不可欠であろうというような意見も出されております。

さらに、もう一つの共通の視点である教育DXの推進について、以下のような意見が出されております。

DXは、少し前のIT化の脈絡で語られた単なる言葉の言い換えではなく、決定的な変化を起こす、これはトランスフォーメーションの部分が重要であるという御指摘がありました。そして、決定的な変化を起こすという本来の意味を認識すべき、教育においては、これについては例えば子供たちの学びを支えるリソースの再配置、時間、人材、財源などですね、再配置するというような意味も含んでいるのではないかというような指摘もあります。

そして、DXで変容した先にどんな世界が待っている、未来の姿を示す必要があるのではないか。これは先進的な事例を積極的に取り上げるなど、そういったことも含まれてくるかと思えます。

最後に、施策の展開についての御意見について御紹介をさせていただきます。

まず、施策1、一人一人の学力を伸ばす教育の推進の主な取組、埼玉県学力・学習状況調査の実施と指導方法の改善について、この県学調につきましても長年やってきているので、これまでの実績を踏まえた新しい第2フェーズについて書き込むのがよいのではないかという御意見がありました。

さらに、施策2、新しい時代に求められる資質・能力の育成について、これにつきましても探究学習ですとか、主体的な学びについて県としては既に取りかかっているので、施策の中に具体的に盛り込んでいく必要があるという御指摘がありました。

そして、施策11、キャリア教育・職業教育の推進についてですが、これは職業を学ぶというのではなく、これから産業、職業が大きく変化していく中で、職業観を一人一人が得られるようになるという意見がございました。

他にも幾つかございましたけれども、主な意見としては以上となります。

また、本日はこれらのワーキングチームにおける意見を踏まえまして、事務局において検討された案について、この後説明がされるものと考えております。

ワーキングチーム概要についての御報告は以上となります。ありがとうございました。

○荒瀬座長 ありがとうございました。

大変重要な御指摘が幾つもあったということを御紹介いただきました。ありがとうございました。

それでは、それを踏まえてということで、今も星野副座長からもございましたが、議題の1といたしまして、全体構成、総論について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○中沢教育政策課長 教育政策課の中沢でございます。

お手元の資料に基づきまして順次御説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

それでは、お手元の資料の次期埼玉県教育振興基本計画についての3ページを御覧いただきたいと思います。

3ページ、全体構成、章立てでございます。

次期計画案の章立ては、資料の右側に示しましたとおり、第1章、総論、第2章、施策の展開、第3章、計画の推進に際しての3章構成としたいと考えております。

第1章では、現行の3期計画の検証、教育を取り巻く社会の動向や社会状況の変化、取り組むべき課題を整理の上、詳細は後ほど御説明させていただきますが、埼玉教育の基本的な考え方として、計画期間中に取り組む10の教育行政の目標を示します。

第2章でございますが、目標ごとに施策と施策を支える主な取組をお示しいたします。

第3章では、計画を進めるに当たって、社会全体で取り組むための連携・協働の必要性などを示します。

今、御説明した章立ての内容や順序は、県民から見ても理解されやすく、また、埼玉県教育振興基本計画の第1期から第3期計画まで大きく構成は変えていません。次期計画案におきましても踏襲したいと考えております。

なお、計画における目標の進捗状況を図るため指標を設定いたしますが、左側の現行計画では、第3章の3として一括して一覧で掲載をしております。

次期計画案におきましては、施策と指標のつながりが県民に分かりやすいよう考慮し、第2章の各施策のページに掲載したいと考えております。

続きまして、資料の4ページでございます。

章ごとの骨子について御説明いたします。

初めに、第1章、総論でございます。

上段の1、計画策定の趣旨・性格・期間を御覧いただきたいと存じます。

本計画の趣旨は、国の第4期教育振興基本計画や埼玉教育の振興に関する大綱などを踏まえながら、今後5年間に取り組む本県教育の目標と施策の体系を示すものでございます。

本計画の性格は、教育基本法に基づく本県の教育振興基本計画であるとともに、県政全般の総合的な計画である「埼玉県5

か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」を踏まえた、教育行政分野における計画でございます。

計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間といたします。

その下、2、第3期計画の検証～成果と課題～を御覧いただきたいと存じます。

第3期計画の10の目標ごとに、令和4年度末時点の成果と課題を検証いたします。5月に開催いたしました第1回有識者会議で、第3期計画の進捗状況として施策ごとに指標の進捗状況をお示しさせていただきましたが、その中からいろいろな目標ごとに代表的なものについて記述する予定でございます。

その下、3、教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化を御覧ください。

県5か年計画における、本県が置かれている社会経済情勢や時代の流れを参考に、(1)人口減少や人口構造の変化、(2)経済・雇用情勢の動きと格差の固定化・再生産、(3)身近に迫る脅威と新たな社会への進展を記述いたします。

また、ヤングケアラーの顕在化やLGBTQへの対応など(4)子供をめぐる教育的ニーズの多様化や、1人1台端末の整備等による教育の内容・方法の変化など(5)教職員を取り巻く状況の変化、地域のつながりの希薄化など(6)地域と家庭の状況の変化も記述いたします。

その下、4、取り組むべき課題を御覧ください。

取り組むべき課題につきましては、上記の2、第3期計画の検証、3、教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化を踏まえ、(1)から(3)で主に学校教育に関する課題を記述いたします。また、(4)では家庭教育の支援や地域の教育力向上について、(5)では生涯学習、文化芸術、スポーツについて記述をいたします。

続きまして、資料の5ページを御覧いただきたいと存じます。

5、埼玉教育の基本的な考え方の(1)基本理念でございます。

第3期計画では、第2期までの基本理念を継承しつつ、社会の変化が予測困難なこれからの時代において、生涯を通じた学びで、人生や社会の未来を切り拓く力を育むことを目指す新たな基本理念として、「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」を掲

げております。次期計画では、この基本理念を継承することとしたいと考えます。継承する理由につきましては、6ページで御説明させていただきます。

基本理念の背景となる考え方を箇条書でまとめたものでございます。

第3期計画の基本理念は、先ほど述べたとおりでございますが、今後の社会を見据えたときに、超スマート社会に向けた急速な技術革新や、少子高齢化の進展に伴う肩車型社会の到来など、社会の大きな変化が見込まれております。これは、第3期計画を策定した時点でも言われていたことございまして、第3期計画の基本理念の考え方は変わらずに重要であると考えます。

その上で、第3期計画中に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、ICT活用を大きく進展させた一方、将来の夢や目標を持つ児童生徒の割合が低下するなど、子供の心身の発達への影響が懸念されております。このような影響もまた予測し得ないものであり、社会の変化への対応が今正に求められていると受け止めております。

次に、教育に求められることでございますが、そのような社会の変化への対応が差し迫っている今、第3期計画の基本理念の考え方を踏まえた上で、更に充実した学びにすることが求められております。今後は、教科等横断的な学習などにも取り組み、教育の質を更に高めていく必要があると考えます。変化の激しい社会においては社会人の学び直し、リカレント教育をはじめとする生涯学習の必要性も高くなっていくものと考えています。

続きまして、7ページを御覧いただきたいと存じます。

基本理念の案でございます。

今御説明した基本理念の背景となる考え方を踏まえ、社会の変化が予測困難なこれからの時代において教育の使命を果たすためのものとして掲げられた第3期計画の基本理念の考え方は変わらず重要であるため、「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」を継承することとしたいと考えます。

基本理念は第3期計画を継承しつつ、社会の変化への対応が差し迫っている今、更に充実した学びにすることで、教育の使

命を果たしていくため、豊かな学びの定義を県民の誰もが参画し得る、多様で深い学びを生涯にわたって続けることといたしました。

第3期計画では県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様な学びとしている説明に、「深い」という言葉を加えることにより、豊かな学びの質的な面を特に追求し、未来を切り拓く力を育むことを目指すという考えを示したものでございます。

続きまして、資料の8ページでございます。

5、埼玉教育の基本的な考え方の（2）計画全体に共通する視点でございます。

次期計画案では、新たに計画全体に共通する視点として、誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進と、教育デジタルトランスフォーメーションの推進を設定し、各施策に反映することとしたいと考えます。

9ページを御覧いただきたいと存じます。

二つの視点それぞれの考え方を簡条書でまとめたものでございます。

誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進については、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる社会を実現するため、誰一人取り残されず、全ての人の可能性が引き出される学びを教育活動に取り入れていく必要があるとの考えから設定したものでございます。

エンパワーメントや社会的包摂の実現、公平・公正といった考え方を踏まえながら、共生社会の実現に向けた教育の推進という視点で全ての施策に生かすことが重要と考えております。

また、教育デジタルトランスフォーメーションの推進については、今後社会全体のDXが加速していく中、教育分野においてもDXを更に推進していくことが不可欠との考えから設定したものでございます。

一般的にDXには3段階あると言われておりますが、まずは教育データの利活用による学びの個別最適化や子供が抱える様々な課題の早期発見・早期対応など、第2段階であるデジタルイゼーションへの着実な移行を目指し、教育DXの推進という視点を、各施策に反映してまいります。

目標や施策、主な取組は、それぞれが独立しているものではなく、お互いの関係性をしっかり踏まえながら具体的に進めてまいります。この二つの視点につきましては、特に計画全体を通して必要な視点であるとの考えから、上位に位置付けたいと考えております。

続きまして、10ページを御覧いただきたいと存じます。

第3期計画では、10の目標を掲げております。

これまで御説明してきた第3期計画の検証や教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化、取り組むべき課題を踏まえれば、第3期計画で設定した目標の必要性は更に高まったと受け止めておりまして、10の目標は踏襲したいと考えます。

なお、目標VI、質の高い学校教育のための環境の充実につきましては、環境の充実とともに、質の高い学校教育を推進していくことの重要性が増しているとの認識の下、次期計画案では質の高い学校教育を推進するための環境の充実と修正したところでございます。

全体構成、第1章、総論についての説明は以上でございます。慎重な御協議、よろしくお願いいたします。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

先ほどワーキングチームの方のまとめの中でありました御指摘も受けて、このような形で今日は御提起いただいているということでございます。これにつきまして、まず御質問をお受けしたいと思います。

質問のおありの方、どうぞ挙手ボタンで押していただく、ないしは会場にいらっしゃる方は実際に手を挙げていただいて、申し訳ありませんが、事務局の方、私の方にお名前を御連絡いただけるとありがたいです。オンラインの方は挙手ボタンを押していただけますと、私の方で見えますので、よろしくお願いいたします。

さっきちょっと申しましたが、ワーキングチームに入っていなかった方でももちろん結構ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

よろしいですか。特段ございませんか。

一つお尋ねしたいのは、6ページなんですけれども、基本理念の考え方、これは基本理念の背景の考え方ということで御説明いただきましたが、これまでの基本理念と今後の社会の展望というところの六つ目、最後の箇条書きの部分ですが、「特に新型コロナは、ICT活用を大きく進展させた一方、将来の夢や目標を持つ児童生徒の割合低下など子供たちの心身の発達への影響が懸念される。」ということでありますが、これは何か具体的にこういうデータがあるといったようなこととお書きいただいているのでしょうか。多分そうなんだと思うんですけれども、何か御紹介いただけるものがあれば教えていただけるとありがたいんです。

○中沢教育政策課長 それでは、事務局からお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

○荒瀬座長 はい、お願いいたします。

○中沢教育政策課長 全てを説明するのは時間的が掛かってしまいますので、幾つかちょっとポイントを絞って御説明をさせていただきます。

まず一つが、確かな学力の育成の中に、将来の夢や目標を持てると回答した児童生徒の割合、これは小学生も中学生も策定時期よりも下降しております。この理由として考えられますのが、コロナ禍において職場体験の実施を控えた学校が多く、児童生徒が将来の夢や目標をイメージしづらい状況にあることが要因と受け止めております。

それから、目標Ⅲ、健やかな体の育成の中の指標、体力テスト8項目中5項目以上、個々の目標を達成した児童生徒の割合も小学校、中学校、高校ともに策定時より下降しております。全国的にも同様の傾向がございますが、生活習慣の変化もあって、慢性的な運動不足と肥満傾向の児童生徒の状況が影響していると考えております。

この他にも不登校児童生徒の増加などコロナの影響が懸念される事案があるというエビデンスの下に先ほどのような御説明を申し上げました。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

どうなんですかね、職場体験を欠いたことで、将来の夢が持てないというふうにそのまま結び付けてよいのかどうかというのは、もう少しいろいろと要因を考える必要があるような気がいたしますし、不登校とコロナの関係というのはもちろんあるんでしょうけれども、もう少し不登校についてもしっかりと見ておく必要が、コロナ以前から増えつつあったのは事実ですので、その辺りも含めて、またよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

ほか何かございませんでしょうか。よろしいですか。

ではまた、あれば改めておっしゃっていただくということで。

続きまして、議題の1、全体構成と総論について、委員の皆様から御意見を賜りたいというふうに思ひます。時間はある程度取れまして、一応予定としては2時45分頃までということでございませす。

まず初めに、ワーキンググループ会議に御出席された委員の方以外の方からお一人ずつ御意見を頂戴したいと思ひます。お一人、大変恐縮ですが、3分程度で御意見をお願ひしたいと思ひます。

御意見を伺う順番でありますけれども、議題1は名簿の順で、石井委員からお願ひしたいと思っております。石井委員、城川委員、林委員、比嘉委員、星委員、堀田委員、渡辺委員の順でお願ひしたいと思ひます。最後に、私の方も少し申し上げたいと思ひます。

では、石井委員、お願ひいたします。

○石井委員 お世話様です。

12ページ以降の施策からはたくさん意見があるんですが、7ページから9ページの理念についてはすごくよいと思ひました。特に最初の2行ぐらひは、ゴシック表記してもいいくらいすばらしいものだと思ひました。

以上です。

後でまた、施策のところでもた話を、意見を言わせてください。

○荒瀬座長 はい、分かりました。ありがとうございました。

それでは、城川委員、お願いいたします。

○城川委員 私立学校を代表して参加しております城川です。よろしくお願いします。

総論的なところでは、全体的な方針は賛成でございます。あえて言うと、今ちょうど質問がありました生徒たちの、子供たちの夢や目標というところでは前回の会議のところでもちょっと申し上げたんですが、やっぱり自己肯定感をいかに上げるかというのは本当に大きなテーマであり、今、荒瀬座長様の御意見にもありましたように、ちょっとコロナの問題だけでは整理し切れない、そんな状況があると私も感じています。

そういった意味では、本当にいろんな生徒たち、子供たちに夢を持たせるというところでは、ちょっと全体のところであえて申しますと、やっぱりすごく多様性を理解させる教育というのが大事だとは思いますが、そこでもう一つ必要になってくるのが教育の多様化だと私は思っています。

教育の多様化というところで言いますと、今非常に積極的に、自発的に動ける生徒をどんどん評価する流れ、個別最適な学び、協働的な学びというところで、周り絡んでいくような生徒をすごく評価するような流れがある一方で、従来からいたいわゆる本当に単純作業が得意な生徒、知識はどんどん身に付けるけれども、周りとのコミュニケーションが苦手な生徒、確かにそういった生徒、いろんな幅広い見識というのも大事なんですが、逆にそういった生徒をちゃんと評価していくようなそんな制度設計というのもちょっと教育の中で、今の流れの中では逆にそれも求められているような気がします。

そういった人材の力というのもやっぱり生かさなきゃいけない場面も多々あると思いますので、ニュアンスとしては、ちょっとそういったところが一つ欲しいかなという思いがあるのも本音です。

以上でございます。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

大変重要な御指摘をいただいたと思います。ちょっとこれまた後ほど、私も考えるところ、ちょっと思うところがありますので、また後ほど申し上げたいと思います。

では、林委員、お願いいたします。

○林委員 よろしく申し上げます。

おおむねやはりこの総論に関しましてはよくお考えいただいているんだろうと思っております。

ちなみに2点ほどちょっと思うところがございまして、これは実は後々の施策の方でもお話が出てくるところだとは思いますが、実は8月3日に関東甲信越静学校医協議会という会がございまして、その中で、今年度は埼玉県医師会が主幹でしたので、浦和で行われたんですけども、埼玉県内の方で、皆さん御存じかもしれないんですけども、嵐山学園というところ、その園長をなさっている早川先生という方がいらっしゃるんですけども、あと埼玉医大の桑原先生、児童精神の専門の先生です。実は私も精神科なんですけど、専門ではないんです。御講演いただく中で、やっぱり発達ですかね、障害の方をみんなと一緒に教育していくと。

だから、国際的にもいわゆる日本の支援学級の在り方についてのいろんな話題も出ているというようなお話を伺いましたけれども、その辺りのところがやはり大事なのかなと。文部科学省の方にその辺りをどういうふうに教育していくかということが重要なことだと。

この早川先生の御講演の中で、小・中学生の8.8%に何らかしらの発達系の障害があるんだろうという話がありましたんですけども、そういったところを総論というよりは施策の中でしょうけれども、生かしていければというのがあります。

そして、もう一つはこの総論のところにも出てきますが、医療も今DXが話題なんですけれども、教育DXということで、これをしっかり取り入れてということなんですけど、この全国の学校医会のおきにも文科省の先生がお見えになって、しっかりこれに対応していくと。世界に、他の国に遅れを取ってはいかんと。子供のうちから例えばプログラムが組めるぐらいの教育をしていかなきゃいけないと、太刀打ちできないというような話がありました。確かにそういうことだと思いますし、そういうことからこの教育DXを取り入れてということだと思んですが、その反面、非常にこのDXによって心が痛んだり、いろいろ子供さんがついていけないというような状況もあつたりします。いわゆる見当識の障害や何か、我々の精神科医療の中

でもそういう障害が既にあるんですが、そのような問題も含めて、埼玉としては非常に重要視する中で気を付けていただくところを施策の中にも入れていただきたいと思います。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

また、今おっしゃった具体的話は後の方でもお願いをすることになるのかもしれませんが。

一つ目でおっしゃった御講演の中で御紹介があったという8.8%という数字なんですけれども、これ私が承知している範囲でいうと、この8.8%というのは専門的な調査による数字ではなくて、学級担任が見て何らかの発達障害があるんじゃないかというふうに見た数字が8.8%だったのではないかと思います。

これが発表されたときに、数字の独り歩きというのが非常に懸念されまして、あくまでもこれは学級担任の先生が御覧になった数字であるので、感覚的にはそうなんでしょうけれども、実態をそのまま表す数字ではないということが、いろいろとことわりが入っていたかと思しますので、ちょっと余計な話ですけれども、申し上げました。

○林委員 おっしゃるとおり、先生の言われたとおりで、そのような説明もございまして、今その資料があるんですけれども、ただし、これで文科省の方からいろいろと啓発が出ているというようなことを先生はおっしゃってありました。

まあ、学校の先生が御覧になって8.8%の数字があるんだから、これが全部疾病性を持ったものではないんだろうけれども、いわゆる非常に重要なことだというふうなお話の内容で進めていらっしゃいました。後でまた言おうと思ったんですけれども、そのようなことは、私も認識しております。正直発達障害の診断を受けたという人の調査はほとんどできないという話もされてきました。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

では、比嘉委員、お願いいたします。

○比嘉委員 私も総論としては、素晴らしいと思いますが、誰一人取り残さないではなく、一人取り残されるというのはどういったことかというところを、もう少ししっかり考えていくことが大事だと思います。学校では何かを進めていくに当たって、多数決で答えを導き出すことが多いようで、具体的に少数派が取り残されていくということがどういったことなのかを考える必要があると思いました。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

今の御指摘も非常に重要なことかと思えます。ありがとうございます。

では、星委員、お願いいたします。

○星委員 はい、もう私は直接教育に関わったりですとか、そういうところに携わったりしているわけではないので、資料も含めてこういったものがあるんだというところからすごく勉強になっています。私の立場でというのは、アスリートとしてというところだと、今の小学校、中学校、私も講演に行く機会が多いんですけども、結構みんな目標とか夢とか何かそういったものを発言したりする生徒さんがすごく少なくなっているなというのを感じております。いつも自分の経験談を話すことによって、小さい頃からやはり自分の好きなこととか興味があることに対して、私は水泳がすごく子供の頃から好きという気持ちでやってきて、それが夢へとつながっていきました。あといろんなことに興味を持ったりとか、自分が好きなことを突き詰めることができるような環境とか、学校も含め家庭もあると思うんですけども、そういったところがもう少し大事になってくるといいのかなと感じています。

多分これまでの御意見と全然違うかもしれないんですけども、私が実際にそういう現場に行くことって、やはり講演とかそういう機会しかないんで、そこではそういうことを感じています。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

今のお話もとても大事なことで、先ほどの御説明の中にも夢とか目標とかが持てるようにというようなこともございました。

ありがとうございました。

では、堀田委員、お願いいたします。

○堀田委員 全体としては本当によくつくられていて、ほとんど何も意見というものはないのですけれども、個人的な感想として、私が思っていることを申し上げさせていただきます。Society5.0社会というのは想像に絶するような社会ではないかというふうに思っていて、どんなふうに変わっていくかという誰も想像し切れなくて、その中で、取り残されていく人たちが出てくる危険性はすごく高くなると思っています。

先ほどの林先生でしたか、デジタルトランスフォーメーションが盛んになることで、そこにはリスクもあるということに通じるかなというふうにも思うところです。

一番大事なのは、ここに書かれているとおり、誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進というところだろうとすごく思うのですけれども、これは非常に困難を伴うことだろうと実は思っております。2点目の丸のところ、何か「子供たちも含め、全ての人を持っている『長所・強み』に着目し、可能性を引き出して発揮させていく視点（エンパワーメント）」というふうに書かれていますけれども、国の話とかを聞いていると、ともすれば、労働生産性を上げるとか、経済成長を上げるとか、そういうことに向けての可能性というふうに言葉が使われているところがあったりするのではないかと危惧しています。でも、教育の推進というときに我々はやはり、城川委員がおっしゃっていらしたみたいに、一人一人の子供の自尊心とか自己肯定感、国の方もウェルビーイングということは言っていると思うんですけれども、何かそういうものを大切にするために、何を優先していくかとか、そういうものを大切にしようと思えば、経済効率など犠牲にしなきゃいけないものも出てくるというような、そういうジレンマの中を組み立てていかなければいけないんだろうというふうに非常に厳しい気持ちになっております。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

何を大事にしていくかというのは本当に大切なことで、優先順位をどうつけていくかということでしょうかね。これからの社会を生きていく上でどういうことが本当にウェルビーイングにつながるのかということではないかなと思ってお聞きしました。ありがとうございました。

○荒瀬座長 では、ワーキングチームの方で、改めて御説明を聞いていただきまして、御意見をお持ちの方がおられましたら、どうぞ。

戸ヶ崎委員、お願いいたします。

○戸ヶ崎委員 基本理念、計画全体に共通する視点、また施策の展開、いずれも先日のワーキングの会議の際にも私からたくさん意見を述べさせていただいて、ほとんどそこに反映していただいていますので、まずは事務局の方々には感謝を申し上げたいと思います。

もちろん異議はございません。私から記載内容の変更というのではなくて、今後の計画の展開等について述べたいと思います。

「教育DX」については、前回もお話申し上げましたが、足りなかった部分について補足説明をさせていただければと思います。

それは、DXという言葉の使われ方の軽さ、皮相さが日に日に顕著になっていると感じています。DXを「デジタル技術を使って業務改善をやります」というような文の理解で、なんちゃってDXやDXごっこが跳梁跋扈しているように感じられます。

昨日再選された大野知事も「DXを前提とした県庁の実現」を明確に公約に掲げておられます。このことは埼玉県に限らず、国内多くの学校現場や教育委員会においては、まだまだDXの手前のデジタルライゼーションにも届いていなくて、デジタルライゼーションの中でもがいている段階なのではないかと思います。

義務教育段階で申し上げても、GIGA端末は配られても、県内の自治体間での活用格差は間違いなく広がっていると思い

ますし、高等学校においては、端末の活用はまだまだこれからという学校も多いのではないかと思います。

そう考えると、教育DXまでの道のりはまだまだ長いという実態を踏まえたと、この資料の9ページにおいて、教育DXの進展に当たって大きく2点の、喫緊の課題があると考えています。

一つ目は、GIGA端末の活用と更なる環境の整備について、二つ目は、校務のデジタル化について申し上げたいと思います。

まずは、現状の端末の利用頻度を高くすることを最低目標として、令和6年度に本格的に導入予定のデジタル教科書の活用や、来年度実施の埼玉県学力・学習状況調査のCBT化に向けて、適切なネットワーク環境の増強を自治体間格差が生じないように県教育委員会としてのイニシアチブを教育振興基本計画の中でどのように示していくかの検討も急務だと思います。

加えて、今話題になっていますが、GIGA端末の更新のリプレースについても、この第4期教育振興基本計画中に間違いなく起こるケースだと思いますので、この辺りも計画に組み込んでいく必要もあると思います。

さらに、初等中等教育においては、学習指導要領の中に、「学習の基盤となる資質・能力」という概念が入っています。つまり、いろいろな教科の学びの基盤になるものとして、例えば言語能力や情報活用能力、見方、考え方の育成が大切になります。このうち情報活用能力については、生成AIの登場でますますクローズアップされているように感じています。それをどのように活用していくかは喫緊の課題です。よく言われているように指示文、プロンプトと呼ばれているものですが、これの工夫でよりその確度の高い結果が得られるものの、もっともらしい嘘と言われるハルシネーションと呼ばれているものや、事実と全く異なるそういう回答が出力されることもあります。今後はそういった情報の真偽を確かめること、つまりファクトチェックの習慣等も含めて、メディアリテラシーの育成などを、GIGA端末を活用しながら、教師も子供も体系的に身に付けていくことが、埼玉教育の中でも非常に重要になってくると思います。

二つ目は、校務のデジタル化についてです。この領域こそ一刻も早くデジタルイゼーションに移行すべきであると思います。

私は以前から、新たな学びは、「働き方改革」なしでは実現できないということをずっと強調しています。働き方改革を推

進するためには、校務のデジタル化は必須であると考えています。紙からデジタルへの移行はもちろん、ネットワーク環境の整備等も急務です。このG I G A端末の整備のときと同様に、ここでも自治体任せではなくて、県教育委員会としてのイニシアチブが不可欠になると思います。

少し前までは、技術的にネットワークを分離してセキュリティを担保しようとしていました。現状においても、教育委員会や学校では複数のネットワークがあって、教師が複数台のパソコンを使い分けているというのは、見られている光景だと思います。

今後、学習系、校務系、会計などを全部違うネットワークにつながっているような状況を打破していく必要があります。このような状況は、端末の費用もかかりますし、何より危険なのはデータのやり取りがうまくできないからU S Bを使ってしまうというようなことが起こって、結果として個人情報などがどんどん漏えいしていくなどの事案が発生する可能性があります。

近年はクラウドサービスの利用増加に伴って、従来の境界型のセキュリティという考え方が通用しなくなってきており、「ゼロトラスト」と呼ばれている「全てを信用しない」ことを前提にして対策するセキュリティの考え方を基に、ネットワーク環境を整備していくことで、自治体や学校のネットワークの再整備が必要なタイミングにあります。

つまり、学習系と校務系を統合して教師用端末を1台化することで、費用の削減や教師の手間もなくして利便性を向上させることができます。この仕組みであれば当然、安全にデータも取り扱えるので、U S Bを使う必要が全くなくて、情報漏えいの事故も、完全になくなることは難しいかと思いますが、大分防げるようになります。

このようなセキュリティが担保された中で、フレキシブルに様々な情報に触れて加工、分析ができるようになっていくことも必要ではないかと思います。

そうした中で、会議や教員研修のオンライン化などを含めて、場所とか時間の制約の自由化が進み、働き方の柔軟性・弾力化がどんどん進んでいくのではないかと思います。

こうした校務のデジタル化に向けた県教育委員会のモメンタムを細かな内容の記載はともかくとして、計画の中では是非喚起

していく必要があると思います。

また、この計画が実践されている令和10年を待たずとも、恐らくスタディログや生徒指導へのデータ利活用などの進捗に伴って、1人1ID化による膨大なID管理業務の効率化も、今後間違いなくどの自治体においても課題になってくると思います。

SSO、いわゆるシングル・サイン・オンなどクラウド型の統合ID認証基盤、いわゆるIDaaSなどの活用などについても、今後進んでいる自治体がどんどん先に行ってしまうことのないように、是非県教育委員会として早めのイニシアチブが不可欠なんだと思います。計画には書かずとも、この教育DXに向けての課題として大いにこの辺は認識しておいていただければと思います。

○荒瀬座長 大変重要な御指摘をいただいて、可能な範囲で、この教育振興基本計画にも盛り込んでいただくということが大事かと思しますので、ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。

○星野副座長 はい。

○荒瀬座長 はい、お願いいたします。

○星野副座長 ありがとうございます。少しお時間があるようなので、私からも一言申し述べさせていただきたいと存じます。

前回のワーキングの議論を踏まえて、事務局の皆様には本当によく意見を取り入れて資料を作っていただきましてありがとうございます。

それで、9ページなんですけれども、誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進について、これは全体を通してのポイントとなるべき二つの視点をここで取り上げてくださっているんですが、特にこの誰一人取り残されないについては、多くの委員の皆様からも御意見がありました。例えば太字の部分、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性が引き出される学びを、教育活動に取り入れていく」ですとか、それから、「子供たちも含め、全ての人が持っている『長所・強み』に

着目し、可能性を引き出して発揮させていく」、これが、共生社会と言いながらも、この主語が何なのかというと、大人が、あるいは制度がというような形になります。主役は子供たちであり、子供たちと一緒にこういった学びをつくっていくのであって、一緒に長所・強みにお互いに理解をして築いていって、みんなが引き出されていくようなそういう仕組みをつくっていくには、一方的につくれるわけではなく、やはり子供たちと共につくっていくもの、それが本来の共生社会の基本的な考え方になってくると思います。

子供たちのウェブアンケートの結果を見ましても、やっぱりもっと交流する機会が欲しい、友達とのコミュニケーションを増やしたい、グループ活動などを増やしてほしい、お互いにもっと意見が言えたり、聞けたり、そういう機会を非常に求めているというのも見えてきていると思います。

大変よくまとめて書いてくださっているんですけども、この視点は、上からつくるというのではなく、子供たちと共につくっていく、そういう中でお互いを知ったり、コミュニケーションの機会を増やしたり、そういう部分についても少し言及していただいて、誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育を推進していく体制づくりに向けた視点の置き方ですね。そこを少し、もう少し考えていただければいいのかなというふうに感じました。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。大変大切なお話だと思いました。

他かの方よろしいですか。

実は私も今の星野副座長のおっしゃったところに少し思うところがございます、これはその前にも城川委員もおっしゃいましたし、また、比嘉委員からもありましたし、また、星野委員からも関係する御発言があったというふうにお聞きしていただきました。今、星野先生おっしゃったことは全くそのとおりだということを思った上で、あえて少しだけ付け加えさせていただきたいなと思います。こういったことをしていく上で、上から何かつくって与えるというだけではなくて、一緒にやっていくというのは本当に大事だと思うんですね。一緒にやっていくという上では、一緒にやっていく側の大人がどうなのかということ

が非常に重要になっていくんじゃないかなと思っております。

さっき星委員が、水泳が夢でということをおっしゃっていますが、私は京都なので、奥野史子さんと親しくさせていただいてまして、バルセロナの銀メダリストです。当時はシンクロナイズドと言っていましたけれども。奥野さんもやっぱり泳ぐことが非常にお好きで、そういったことをいろんな人と話をするとき、「あんた頑張ってるね、いいね、もっとその夢を大事にしてね」という、そういう支えがあって、子供はやっぱり自分のやろうとしていることに対して自信を持ったりとか、あるいは先ほどのお話があった言葉をそのまま使わせていただくと、自己肯定感ですね、夢や目標に向けてやっていくという気持ちが保たれたと言いますか、くじけそうになっても、またそこから戻ることができたという、そういうお話を奥野さんからお聞きしたこともあります。実際に高等学校の現場に長くおりましたので、やっぱり周りの大人がちゃんと子供一人一人を見ていないと、結果的には誰一人取り残されないためには、取り残されている可能性がある人がいるという認識に立って丁寧に見ていく必要があると思います。

そうなってくると、これ後の方の話になりますが、目標のVIの辺りにある教職員、学校の中で最も身近な立場の教職員にそういう一人一人を見るだけの余裕がちゃんと今あるんだろうか、数はどうなんだろう、質はどうなんだろう、あるいはチームとしての力はどうなんだろうと、そういったようなことが今問われているように思います。その辺りに関わる、今のは学校の話ですけども、学校のみならず、さっき家庭もというお話もありましたが、大人の存在というのが非常に大事なので、その辺りに関わるようなことを我々が読み取るのではなくて、どなたがお読みになっても、ああ大事だなと気付いていただけるように少し考えていただけるとありがたいなというふうなことを思いながら拝見いたしました。

私の感じたことは以上でございます。

他の方よろしいですかね。

○廣田委員 はい。

○荒瀬座長 どうぞ、お願いいたします。

○廣田委員 先ほど荒瀬先生から大人の話が出たので、そこだけ少し思っていることをお話させていただくと、教育に求められることとして、「変化の激しい社会を生き抜き、よりよい社会をつくっていくため、変化への対応力や主体的に社会に関わる積極性、新たな価値を生み出す創造力などを育むことが必要。」と書かれています。これは正にそのとおりだと思うんですが、じゃ、これまではそうじゃなかったんだらうかと。とすると、そうじゃなかった時代に育てられた私たち大人はどんな人間になったんだらうかと。

そういう私たち、どちらかというコツコツ型で育てられたとするのであれば、その大人たちは今の子供たちに対してどんな役割を持ったらいんだらうかというのをちゃんと私たち自身が自問自答しないと、荒瀬先生のおっしゃっていたようなところにたどり着かないのかなと思いました。

なので、そういうものがちゃんとこれを読む、多分子供はこの計画書を読まないでしょうから、大人にちゃんと伝わるように書いていただくというのがすごく大事なことだと思いました。

あともう一点だけいいですか。

○荒瀬座長 はい、どうぞ。

○廣田委員 夢と目標という話があって、どうして私たちは夢と目標を持てたんだらうか。今の子たちがなかなか持ちにくいとすると、私たちは持っていたという前提ですから。何で持てていたんだらうかというところに思いをはせてもいいのかなと。

具体的に目指すものが分かりやすく描きやすかったのかなと。ここに書いてあるとおり、これだけ何もかも変わってきますと、職業も変わってきますと書かれているのに、どんな目標と夢を持つんですかと。彼らの目線から見たときに、全部変わってきます、職業もどんどんなくなってきました、AIに置き換わってきますという情報をどんどん流していくときに、どんな夢と目標を立てればいいのかというのは、彼らの目線から見ると分かりにくいんじゃないかなと思ったときに、夢と目標の持ち方とか育み方自体が私たちとは異なっているという、そんな前提も持ってもいいのかなとちょっと、これは若干感想に近いんですけども、思いました。

なので、彼らに夢と目標を持っていますかという問い掛け自体、その問い掛け自体がそれでいいのかどうかということも私たち自身少し考えてもいいのかなと思いました。すみません、長くなりました。

○荒瀬座長 いえ、ありがとうございます。

過日OECDがいろいろと調査をする際の質問事項が日本の場合には同じように当てはまるのかというふうな問い掛けをなさっていらっしゃる研究者の方がいらっしゃって、その話を聞いて、ああなるほどなと思って聞いていたんですけども。やっぱり文化が違う中では、同じ質問があまり意味をなさないような可能性もなきにしもあらずであるというふうなお話でありました。

今おっしゃいましたような昔は夢を持ちやすかった、今はなかなか持てない、その子供たちに夢は何ですかと聞くことの意味についても改めて考える必要があると、とても大事な視点を御紹介いただいたというふうに思います。

一方で、我々の頃の夢とか目標とかというのは、割とたわいない夢とか目標を持っていたような気がしないでもないのですが、そういったものさえ口に出せないとしたら、やっぱり周りの聞く側の大人の受容力と言うんでしょうか、そういったものにもやはり考えていく必要があるのかなと思いつながらお聞きしておりました。ありがとうございました。

他いかがでしょうか。

よろしいですか。

じゃ、ほぼ予定していた時間になりましたので、では、ここで10分程度休憩をさせていただくということで、後半に移りたいと思います。

再開は、今2時39分、もう少しで40分になるんですかね。2時50分から再開をさせていただきたいと思います。事務局の方、それでよろしいでしょうか。

○司会 はい、結構です。よろしく願いいたします。

○荒瀬座長 では、2時50分再開ということで、しばし御休憩ください。ありがとうございました。

(休 憩)

(再 開)

議 事

次期埼玉県教育振興基本計画（素案）について

(2) 施策の展開、指標設定の考え方について

○荒瀬座長 皆さん、お戻りいただいていますでしょうか。

それでは、再開いたします。

議題の2であります。施策の展開、指標設定の考え方について、まず事務局から御説明をよろしくお願いたします。

○中沢教育政策課長 はい、承知いたしました。

それでは、お手元の資料11ページでございます。

第2章、施策の展開について御説明いたします。

ピンク色の帯のところ为目标、その下の白抜きの帯のところは施策、施策の下に箇条書してあるものが主な取組でございます。

第3期計画からの主な変更点、主に赤字部分でございます、について御説明いたします。

まず、11ページ、左側の第3期計画、施策1の主な取組の一つ目、埼玉県学力・学習状況調査の実施と指導方法の改善は、これまでも調査結果から見えるよい授業を広めて指導方法の改善を図ったり、結果を本人・学校・保護者で共有したりすることにより学力・学習意欲の向上につなげるなど、活用を進めているところですが、そのことを正確に表現するため、「実施・

活用」と修正をいたしました。

また、左側の第3期計画、施策1の主な取組の三つ目にある学習データを活用した個に応じた学びの研究は、小・中学校においては、これまでの研究成果を全県に広げるという意味で、次期計画案では「研究」から「研究・実践」に変更したところでございます。

左側の第3期計画、施策1の主な取組の二つ目、児童生徒一人一人を確実に伸ばす教育の実践、一番下の小・中学校9年間を一貫した教育の推進と施策2の三つ目の高校生の学習意欲・学力向上の取組の推進は、いずれも学習意欲・学力を向上させる取組であることから、施策1の三つ目の児童生徒の学習意欲・学力向上の取組の推進として、統合、修正いたしました。

次に、右側の次期計画案の施策2、三つ目の主な取組、教科等横断的な学習の充実は、児童生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人と共同しながら課題を解決する教科等横断的な学習に力を入れて取り組むため、追加したものでございます。

次に、右側の次期計画案の施策2、四つ目の主な取組、地域社会との連携・協働による学びの推進は、これまでも目標Ⅶ、家庭・地域の教育力の向上の施策、地域と連携・協働した教育の推進において、企業やNPO、地域コミュニティなどと連携した実社会からの学びの充実に取り組んできたところでございますが、新しい時代に求められる資質・能力として、地域社会と連携・協働しながら、自ら課題を発見し、解決する力や困難を乗り越える精神力などを育成することが重要であるため、施策2に新たに位置付けることといたしました。

次に、その下、情報活用能力の育成は、第3期計画では施策の4、技術革新に対応する教育の推進に位置付けておりますが、新たに国が定めた学習指導要領において、学習の基盤となる能力の一つとして情報活用能力を位置付けたことから、施策2に移行することといたしました。

続きまして、13ページでございます。

右側の次期計画案、施策6の一つ目の主な取組、子供の権利利益を擁護するための取組の推進は、子どもの権利条約やこども基本法を踏まえ、子供の権利利益の擁護を図り、その最善の利益を実現することが重要であるため新設したものでござい

す。

次に、右側の次期計画案、施策7の三つ目の主な取組、児童生徒の諸課題に対応するための生徒指導体制の充実と、その下の発達支持的生徒指導の推進でございますが、国が示す生徒指導提要在改訂され、それまでの成長を促す指導が発達支持的生徒指導と課題未然防止教育に分けられました。発達支持的生徒指導は特定の課題を前提としない生徒指導の基本となるもので、国の計画でも特に推進するとしております。これを踏まえ、発達支持的生徒指導を従来の取組から分けて記載するとともに、特定の課題を前提としたその他の生徒指導を実施する体制の充実をより明確に表現するため、取組名を修正したところでございます。

次に、その下の主な取組、児童生徒の自殺予防対策の推進は、児童生徒の自殺者数が増加していることを背景に、今年6月に国において取りまとめられたこどもの自殺対策緊急強化プランなどを踏まえ、本県においても自殺予防に取り組むことが重要であることから、こちらも主な取組として新設したものでございます。

続きまして、14ページを御覧ください。

右側の次期計画案、施策8の四つ目の主な取組、生命（いのち）の安全教育の推進でございます。国においては、性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があるとの認識の下、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、生命（いのち）の安全教育を推進することとしております。本県においても同様の考え方に立ち、生命（いのち）の安全教育を推進する必要があるため、新設したものでございます。

続きまして、16ページを御覧いただきたいと存じます。

右側の次期計画案、施策12の一つ目の主な取組、子供の意見表明による主体性の育成、子どもの権利条約やこども基本法の趣旨を踏まえ、子供たちに関するルール等の制定や見直しの過程に子供自身が関与することは、身近な課題を自分たちで解決する経験となるなど、教育的な意義があることから新設したものでございます。

続きまして、17ページでございます。

左側の第3期計画、施策13の1つ目の主な取組、共生社会を目指した多様な学びの場の充実でございます。学校教育は、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、共生社会の形成に向けて重要な役割を果たすことが求められており、そのためにも共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が必要と考えられることから、右側の次期計画案のとおり修正したものでございます。

また、同じ共生社会を目指した多様な学びの場の充実の中には、特別支援学校などにおける医療的ケアの充実が含まれております。令和3年に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、今後、医療的ケア児に対する教育を行う体制の拡充等が更に重要となってくることから、主な取組として特別支援学校などにおける医療的ケアの充実を新設したところでございます。

次に、左側の第3期計画、施策14の三つ目、不登校児童生徒の教育機会の確保は、不登校児童生徒が増加する中、教育機会の確保だけでなく、早期発見・早期支援や保護者への支援など総合的な支援が必要であることから、不登校児童生徒への支援の推進と修正したものでございます。

続きまして、18ページでございます。

左側の第3期計画、施策15、経済的に困難な子供への支援でございます。第3期計画策定当時、子どもの貧困対策の推進に関する法律の成立・施行など、子供の貧困が社会の大きな関心の一つとなっていたことから、単独の施策として位置付けたものでございます。

次期計画では、子供の貧困が課題の一つであることは変わらないものの、左側の第3期計画の施策16、一人一人の状況に応じた支援の主な取組として記述した事項と併せ総合的に対応していくことが重要と考えられることから、右側の次期計画案においては、施策や主な取組を整理・統合し、一体的に取組を進めることといたしました。

次に左側の第3期計画、施策16の二つ目の主な取組、家庭教育に課題を抱える保護者への支援は、子供の状況に応じたそれ

それぞれの支援と一体的に進めることが必要であるため、整理・統合したものでございます。

次に右側の次期計画案、施策15の三つ目の主な取組、ヤングケアラーへの支援、その二つ下の主な取組、LGBTQの児童生徒への支援は、左側の第3期計画、施策16の一番下の主な取組、児童生徒の抱える様々な課題への支援の中で対応してまいりましたが、本県においては、令和2年に埼玉県ケアラー支援条例、令和4年には埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例が成立・施行され、教育分野においても、取り組むべき重要な課題であるため新設したものでございます。

続きまして、19ページでございます。

左側の第3期計画、施策18の3つ目の主な取組、コミュニティ・スクールの設置推進とその充実は、引き続き全小・中学校への導入を目指しつつ、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことを指す地域学校協働活動との一体的な取組により、コミュニティ・スクールの内容を充実することが重要であるため、修正いたしました。

次に、右側の次期計画案、施策17の下から二つ目の主な取組、地域における生徒の多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備は、部活動の地域移行、地域連携に関する取組として新設したものでございます。

後に続きます施策23、地域と連携・協働した教育の推進にも同じ取組を新設しておりますが、学校の組織運営の改善にも資すると考えられるため、施策17にも位置付けたものでございます。

20ページを御覧いただきたいと存じます。

左側の第3期計画、施策20の一つ目の主な取組、学校における耐震化の推進は、県立学校の校舎、体育館、部室棟などの耐震化の完了にめどが立ったため、学校施設における子供たちの安心安全の観点から、県立学校施設の安全性の確保に修正をいたしました。

続きまして、21ページでございます。

右側の次期計画案、施策21の四つ目の主な取組、グローバル教育とICT教育の促進は、私立学校における世界で活躍でき

る人材の育成やICTを活用した先進的な教育の実践、デジタル人材の育成が重要であるため、それらの取組に対する支援を新設したものでございます。

次に、右側の次期計画案、施策21の五つ目の主な取組、校務の効率化を図る校務支援システム導入の促進は、教育の質を向上するためには教職員の事務負担軽減が必要であり、それに資する校務支援システムの導入が重要であるため新設したものでございます。

23ページでございます。

左側の第3期計画、目標Ⅷ、生涯にわたる学びの推進は、施策25を学びを支える環境の整備、施策26を学びの成果の活用の促進と整理しておりましたが、主な取組の具体的な内容で重なる部分も多く、県民から見て分かりづらい点もあることから、新たな国の教育振興基本計画の教育政策の目標の立て方を参考に、施策24、生涯学び、活躍できる環境整備と施策25、社会教育の推進に整理し、施策24を学びの成果の活用も含めた生涯学習、施策25を社会教育という分け方で再構成いたしました。

次に、施策24の2つ目の主な取組、リカレント教育の推進と学びの成果の活用の支援は、社会の持続的な発展を支える観点から、リカレント教育の推進が重要であるため、これまでの主な取組も統合しながら新設したものでございます。

続きまして、25ページを御覧いただきたいと存じます。

目標Ⅹ、スポーツの推進については、令和5年3月に策定された、今後、本県がスポーツを推進していく上で目指すべき施策の方向性や取組を示す埼玉県スポーツ推進計画を踏まえ、主な取組を再構成したものでございます。

第2章、施策の展開についての説明は以上でございます。

続きまして、26ページを御覧いただきたいと存じます。

指標設定の考え方でございます。

最初の丸でございますが、これまで施策の展開として29の施策をお示ししてまいりました。第3期計画同様、1施策につき一つ以上指標を設定することにしたいと考えております。

その上で、三つ目の丸でございますが、県政全般の総合的な計画である埼玉県5か年計画においては、教育に関する指標が15指標設定されております。これらの指標については、全て次期計画でも設定することにしたいと考えます。

そして、四つ目の丸でございますが、その他の施策については、アウトカム指標であること、経年変化を把握できることなど、以下に示す5つの視点で見直しを行いたいと考えます。

なお、最後の丸でございますが、今申し上げた5つの視点を多く満たしている第3期計画の指標については、引き続き継続してまいりたいと考えております。

第2章、施策の展開及び指標設定の考え方の説明は以上でございます。慎重な御協議をよろしくお願いいたします。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問をまずお受けしたいと思えます。いかがでしょうか。

会場の方でどなたか手を挙げていらっしゃるのでしょうか。

○司会 会場ではおりません。

○荒瀬座長 はい、分かりました。

城川先生、どうぞ。

○城川委員 ちょっと質問で、11ページの確かな学力の育成、施策1の中で、本当に純粋に質問です。小・中学校9年間を一貫した教育の推進と書いてあるという説明がありました。これは前回の第3期計画にも入っていたものだと思いますが、これはまず、私がちょっと不勉強でよく知らないんですが、国の施策がまずそうなっているのか、また、小・中学校9年間一貫教育というのが優れたものだという判断、またその根拠というのが何かあって、こういった方向性というのが入っているのかというところをちょっと知りたいのですが、お願いいたします。

○中沢教育政策課長 それでは、義務教育指導課からお答えをさせていただきたいと思えます。

○高田義務教育指導課長 義務教育指導課長の高田でございます。小中一貫教育についての御質問ですけれども、小中一貫教育

については、例えば国でも義務教育学校といった小中一貫した新たな類型の施設が設けられるなどして推進されてきたものでございます。

小中一貫教育については、例えばですけれども、小学校から中学校に上がる時の中1ギャップといったことですか、小学校でのやり方と中学校での指導の仕方というものが異なることによって、なかなか児童生徒が中学校に上がる時にうまくいかないといったことが、よく小中連携をしていくことによってそこがスムーズになるのではないかとということで、こういったものが進んできたといった経緯がございます。

小中一貫教育については、先ほど申し上げたような義務教育学校といった新たな学校類型を設けることであるとか、それだけに限らず、同じ中学校区内にある小学校と中学校の教員の交流であるとか、あるいは小学校の方で高学年での教科担任制を推進することで、中学校への接続をしやすくするとか、いろいろなやり方がありますので、これという形で一つに絞って進められているものではないのですけれども、いろんなやり方で小中連携を一貫して進めていくこと自体については、国でもそういう方針が出ているものでございます。

以上です。

○城川委員 改めて、これ大分前から小中一貫校というのが全国的にも幾つか立ち上がって、そのちょっと実証的な結果というのを私自身も聞いたことがなかったので、まず、これは比較的うまくいっているという評価が過去の全国的な事例からなされた上で、埼玉県としてこれを更に推進していくという方向性にあるのかどうかというところが知りたいです。

それで、本校は例えば中高一貫教育もやっていますが、日本の学校というのはどうしても小学校、中学校は義務教育で6・3・3制になっているんですが、いわゆる今中高一貫という考え方も一方で公立、県立も含めて中等教育学校等進んでいるんですが、そういった意味では、ここに根本的な施策の中で9年一貫教育の推進という言葉がなされているということは、やっぱりこれが優れている、また、この推進というのが今後進めていくという方向性だということは、根拠が必要になると思うんです。

中高一貫というのが義務教育と義務教育でないことの組合せになるんで、もちろんそここのところのずれはあると思うんですが、この施策の展開ということで、これは要するに公立、私学問わずの方向性だと思いますんで、ちょっとそここのところはどうしても確認はさせていただきたいというふうに思います。例えば私立学校にもこれを推進するような方向性というのが県として持つのかどうかというところですね。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

事務局の方からは今の御発言に対して特に何かおありでしょうか。

○中沢教育政策課長 教育政策課から説明させていただきまして、その後、もし義務教育指導課の方から補足があれば説明をさせていただきたいと思います。

まず、第3期計画における主な取組について、補足で説明をさせていただきます。

小・中学校9年間を一貫した教育の推進につきましては、児童生徒の学びと育ちの連続性を重視した教育を展開することで、学習意欲の向上や小・中学校への円滑な接続を推進しますという施策を整理させておりますので、城川委員の御発言の中に、そういう意味では、義務教育学校のことも含まれていたのかな、または、中高一貫教育のことを含まれていたのかなと思いますが、そういう意味では、小学校から中学校への円滑な接続というところをこの施策のポイントとしているところでございます。

もし、義務教育指導課の方から補足がございましたらお願いいたします。

○高田義務教育指導課長 義務教育指導課でございます。

繰り返しになってしまいますけれども、私どもとしては小中一貫といったときに、例えば義務教育学校とかそういった一つの学校類型などにこだわって、そのやり方を申し上げているわけではなくて、特に小中一貫と中高一貫と比較したときに、小中がということを申し上げているわけではなくて、小中の連携、接続を円滑にするということが必要だという観点から、あら

ゆるやり方で必要だという意味で小中一貫ということをもともとはそういう意味で推進してきているということでございます。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

城川先生、よろしいですか。

○城川委員 ただ、わざわざ県の文章の中にこの1行が小中の一貫というところだけ入っているということには正直は気にはなりません。

特にこれ公立学校の方針としてそれを示されるのであれば、それを明記するか、いわゆる公立学校のところにとりょうなところで、県としてのこれ方針になると思いますんで、ちょっとそこところは気になるというのが本音です。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

ただ、次期計画はそれも含めて、児童生徒の学習意欲と学力の向上の取組の推進ということでまとめてお書きになるということですので、あとのこの内容的な書きぶりですよね。そこがそういった御懸念があるということ踏まえて御検討いただければと思います。

他にはございませんでしょうか。

○林委員 すみません、林でございますが、よろしいでしょうか。

○荒瀬座長 はい、では、林委員、どうぞお願いいたします。

○林委員 ここで御質問すればよかったんでしょうけれども、さっき言いましたけれども、いわゆる教育DXについて、この辺の施策に具体的に落とし込んでいるというのは何か所か、例えば施策1とか施策、ICT環境の整備ですかどうなのか、施策20とかというのはあるんだけれども、具体的にさっきの教育DXのものをこの施策に盛り込んでいるってどの辺のところか、そういうことになっているのか、もし分かれば教えていただきたいんですけれども。

○荒瀬座長 はい、お願いいたします。

○中沢教育政策課長 それでは、教育政策課からお答えいたします。

先ほどの教育DXにつきましては、まず、計画全体に対して共通する視点ということで説明をさせていただきましたので、基本的にはそれぞれの取組の中にDXの視点が入ってくるというふうに御理解をいただければと思います。

その中でも、先ほど戸ヶ崎委員からもお話がありましたとおり、確かな学力ですとか、または豊かな心にも入ってまいりますし、目標Ⅳの自立する力や目標Ⅴの多様なニーズに対応した教育の中にもそういった視点は入ってくるというふうに考えております。

また、社会教育、また文化芸術、スポーツ部門においても同様の考え方で入ってくるものというふうに理解をしております。以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

林委員、いかがですか。

○林委員 ありがとうございます。何となく分かりました。すみません。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

今の林委員の御質問は、私もちょっとお尋ねしようかなと思っていたんですけども、例えば21ページの私学教育の振興というところでは、今回校務の効率化を図る校務支援システム導入の促進というのが新たに書き加えられるということのようではありますが、全体に対しての視点であるということで、それ自体はそうなのだというふうに私も今お聞きして思ったんですけども、特に教育DXというものが大変大きな取組で、しかもまだまだ、これも先ほど戸ヶ崎委員がおっしゃったことでありますけれども、進み具合を見ていると、まだまだ道途上であるということから考えると、これは御検討いただいた上で、何か別の項立てと言うんでしょうか、施策として書く必要がないのかなということにはちょっと思いました。どうぞ御検討いただければと思います。

他によろしいですか。

では、私もう一件お尋ねしたいと思うことがありまして、先ほど城川委員から御指摘のあったところでありますけれども、これ小中とか中高というのは既にいろいろと考えられている部分があると思うんですけれども、幼小の連携、幼児教育と学校教育のつながりというのがなかなか難しく、幼児期の遊びを中心とした学びと学校に入って教室の中で決まった時間、決まった場所でというところでの学びというところに、子供一人一人にとってみると、相当大きな壁というか開きがあって、そこでつまづいてしまうような子供もたくさん出てくるということで、国では幼児期と小学校期をつなぐ架け橋期というふうな名前を付けてやっけていこうとしています、その辺りもこの目標Ⅰの中の主な取組の児童生徒の学習意欲や学力の向上の取組の推進というところに盛り込まれるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○中沢教育政策課長 それでは、事務局からお答えいたします。

幼児期につきましては、施策の5、目標Ⅰ、確かな学力の中の施策の5、人格形成の基礎を培う幼児教育の推進の中にございます。

○荒瀬座長 すみません、全く見落としておりました。申し訳ありません。ありがとうございます。失礼いたしました。

他はいかがでしょう、御質問。

○司会 名越委員が手を挙げていらっしゃいます。

○荒瀬座長 どうぞ、お願いいたします。

○名越委員 ありがとうございます。

最後のページの指標設定の考え方というところを拝見して、従来のものを引き継ぐことは特段異論はありません。分かりやすくなったときに、どうしても数値に表れるような指標になるんだろうなということは予測はされているし、やむを得ないところもあると思います。教育で数値で表せる成果、なおかつ1年ごとに見ていく短期でしか測れない指標になるということが学校の先生たちにとってはかなり大きなプレッシャーというか、本来もうちょっと時間をかけて育てたいことですか、取

り組まないと成果が出ないようなこと、そこをすくい上げるのはちょっと難しいのかなと思います。今回、関係団体からもヒアリングをされていて、例えば公認心理師協会とかは量的なデータだけじゃなくて、やっぱり子供ですとかの意見、考えとか、人数のずれも含めて、質的に何か測れるものも入れていく必要があるんじゃないかと御意見をいただいている、何にするかということとか、客観性みたいなところは難しいと思うんですけども、何かその辺りについてどんなふうこれからここは作成されていくことなのかなと思いつながらも、私たちも大学、大学院でたくさん現場の先生、現職の先生とお会いする中で、そこはすごく皆さん苦しんでおられる、数値で必ず示すことが要求されるなど、何か形にならないといけないみたいな圧みみたいなものは感じておられるところ、何をどうしたらいいのかという具体的な答えがないんですが、子供たちが主体的にと多様な学びを尊重していくという中で、先生たちの中にもある種のゆとりというか、寛容さと言ったら変だけれども、すぐに成果が出ないことも含めて支持されるような何かが必要になるんじゃないかとちょっと曖昧な表現で申し訳ないです。

あともう一点、私自身特別支援教育の講座に所属していることもあるんですけども、施策13のところ、たくさん重要なものを盛り込んでいただけてうれしいなと思っております。

先ほど8.8%みたいな話が出ていて、発達障害のある子供たちによく見られるような行動が著しく見られると担任が評価した方たちがそのぐらいいるということで、それ自体も対応すべき喫緊の課題だと思いますけれども、あの調査でもう一つ言われているのが、そう言われている8.8%の子供が本来学校の校内委員会で支援が必要と判断されて支援されているべきなのに、ほんの3割弱しか校内委員会で認知されていないというところで、今回その辺りを受けて、3月13日でしたでしょうか、文科省が通常の学級の特別な教育的ニーズのある子供への支援の在り方ということで報告を出していたと思いますが、その校内における特別支援教育の推進に向けてどうあるべきかについて、校内委員会の形骸化の改善とか、特別支援教育コーディネーターの機能を高めるということを言っています。それについて全く異論はないんですけども、現実、例えば特別支援教育コーディネーターというのは校長先生が指名してくださるわけですけども、生徒指導主事や進路指導主事みたいに特に何か手当が出るわけでもなく、実務的にも、負担軽減もない中で、多くの先生は担任を持ちながら校内の特別支援教育の推進を担っ

ているというところで、進めていく必要があるとともに、かなり無理のあるシステムだなというふうに個人的にも、いろんなところから聞いていて思っていますので、是非何か埼玉県としてここ力を入れていくところなんだろうなと思うんですが、ただ推進するだけではなくバックアップするような何か施策というものを考えていかないと苦しくなるのかなということで、ちょっと意見を述べさせていただきます。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

二つの点、いずれも大変重要な御指摘かと思えます。御質問と言うよりは、もう御意見を頂戴したというふうに承ります。ありがとうございます。

後の方は、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への対応についての文科省のまとめであると思えます。そこには確かに体制的に十分でないというところが、非常に困っている子供たちに対して、なお一層困りを深めてしまっているかというような問い掛けがあったかと思えます。

その辺御意見としてこれから伺っていくとして、今の御意見に対して、事務局でもし何かありましたら、後からちょっとまとめておっしゃっていただくということで、これから御意見を伺ってまいりたいと思えます。先ほどの逆の順でお尋ねをしたいと思えます。堀田委員、いかがでしょうか。

○堀田委員 はい、ありがとうございます。

ちょっと実は今質問をさせていただこうかなと思っていたんですけども。

○荒瀬座長 ああ、どうぞ、どうぞ。

○堀田委員 一つの取組に一つの指標ということで、その指標はもう想定されてこの取組がつくられていると思ってよろしいんですか。

○荒瀬座長 いかがでしょうか、事務局の方。

○中沢教育政策課長 それでは、事務局からお答えいたします。

この今申し上げました考え方を踏まえて、これから整理をしていこうというふうに考えております。

それから、主な取組ごとではなく、施策ごとに一つ以上ということでございます。

○堀田委員 分かりました。すみません、ありがとうございました。

じゃ、意見を述べさせていただいてよろしいでしょうか。

○荒瀬座長 はい、お願いいたします。

○堀田委員 施策2の主な取組で、新しく教科等横断的な学習の充実というのが出されていて、これはとても良いと受け止めました。先生方、教科ごとのアイデンティティーというのが強くて、教科団体ごとの研修会があったりすると思いますけれども、やはり教科等横断的な学習を充実していくということを、県の方向性として示していただけるのがとても良いことだというふうに思いました。

それから、情報活用能力の育成のところにも多分いろんなものが盛り込まれていると思うのですが、私もそこはすごく気になって、例えば情報リテラシー教育の推進ということだったりとか、あるいはICTを活用した働き方改革ということだったりとか、あと、生成AIの利活用だったりというところが一体どこに盛り込まれるのだろうか、そういう言葉を文言として出さなくて大丈夫かと気になりました。あるいは指標として入れていけば良いのかとも思いますけれども、その辺の検討が必要であると思いました。これ先ほど議論になっていたとおりでございます。

次に、気になったのは、STEMの教育については全然触れられていないところです。科学人材育成とか、STEM教育、STEAM教育は今、我が国で重要なポイントとして取り上げられていると思うのですが、自然科学系の人材育成というものがどこかには入ってくると良い、というようなことを思いました。

それから目標Ⅱですけれども、いじめのところで、これも別に取組名として入れていただきたいということではないですけれども、ネットいじめ防止ということがとても大事だと思っていて、それがどこかに入ってくると良いというふうに思ってい

るところでございます。

もう一つ、重大事態をめぐる第三者委員会とか調査委員会というのかなり件数が積み重ねられていると思いますが、それでも同じようなことが繰り返されているので、これまで積み上げてきた提言書を分析して、まとめていくというような調査研究もどこかに盛り込まれると良い時期なのではないかというようなことを考えました。

目標Ⅴのところでございますが、不登校についてです。これはここに入るかどうか分からないですけれども、不登校児童生徒の多様な居場所の整備、多分この不登校児童生徒への支援の推進の中に入ると思うのですけれども、多様な居場所の整備というようなことがどこかに入ってくると良いというふうに思いました。

目標Ⅵの施策16で、指導が不適切である教員への対応のところかと思えますけれども、やはり体罰とかハラスメントとかも後を絶たないことでございますので、そういったことについても一定触れていただくのが良いかというふうに思っております。

最後に、どこに入れたらいいのか分からなかったのですけれども、例えばいじめだったらスクールロイヤー、家庭との連携ということだったらスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセリングは先行してかなり入っていると思うのですけれども、そういうスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーというものの充実、これは学校教員の働き方改革にもつながると思えますし、子供たちにとっても有益に働くことだと思えますので、指標のどこかに入ってきたら良いということを思いました。

私からは以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

これ恐らく文章化されていく中で今おっしゃったようなことも盛り込まれていくのではないかなと思えますので、先ほどの御質問でなく御意見として承りますと申し上げた内容も含めて、後からまとめて事務局の方で、特段今おっしゃっていただくことがありましたら、おっしゃっていただくことにしまして、基本的にはこういった意見が委員から出されたということで、実際に計画を文章化していただく際に、御検討いただくということでお願いをしたいと思います。

それでは、星委員、よろしいでしょうか。

○星委員 御説明ありがとうございました。

私個人的には、やはり施策10の体力の向上と学校体育活動の推進というところで、学校で実施する体力テストの結果を見ると年々下がっている傾向にあるということが問題であると耳にする機会があります。持続可能な運動部活動の運営というところも結構私の周りというか、結構今部活動を見ること自体が先生の負担になっていたりとか、そういった問題もよくニュースなどでも聞きます。競技経験がない先生方が部活動の指導をするということも当たり前であり、それは結構難しい部分というか、悩ましいところでもあるのかなと思っています。

外部コーチとか外部指導者を取り入れているところもあると思うんですけども、結構それってメリット、デメリットがあります。メリットとしては教員の負担が減らせるというところと、やはり競技経験がある方が指導することによって、より技術的なことなどレベルの高い指導ができるので、その部活動自体の運営もかなり円滑にというか、できるのかなと思います。その反対にデメリットとしては、実際私の周りに、経験者で水泳部の指導を中学校に行ってやっている知り合いがいます。それ自体がボランティアの場合もあったりですとか、それだとやっぱり引き受けてもらえないというところで、お給料が発生したりする場合もあると思うんですけども、そういうときに国とか自治体からの補助金が基本になるかと思いますが、学校とか保護者の方が負担するケースもあるというふうに聞くので、そういったところがなかなか理解がないと難しいのかなと感じます。

なので、ここの私の思いとしては体力の向上だったり、部活動をやはり思いっきりやってもらいたいなという個人的な思いがありますので、そこはすごくここは大事なことだと思うんですけども、それをやるに当たっての幾つかの課題というものがあるのかなというふうに感じます。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

部活動を学校の外へ出していくというような動きの流れの中でどういうふうに考えていくのかというのをまた事務局の方で御検討いただきたいと思います。ありがとうございました。

では、比嘉委員、お願いいたします。

○比嘉委員 学力・学習状況調査というのは保護者にも最終的に配られるやつでしょうか。

何年か続けてやっていて、変化というのは分かります。学校でも学力向上のために少人数で行う授業等で活用されているのかもしれませんが、学習意欲につながるようには学校で活用されていないような気がします。せっかく毎年取っているのであれば、現場でも有効に活用してもらいたいと思います。多くの学校が配るだけというのが気になりました。

それから、発達段階で気になるところがあったり特別支援が必要であったりする子供たちに対応する先生方が、特に専門的に学ばれていないことに驚きます。教員不足で大変かと思いますが、教員の資格を取る前にしっかり学べるような状況があると良いと感じています。

それから、小学校でも中学校でも臨時採用の先生方がとても多いと思います。ここの主な取組の中に、優れた教職員の確保がありますが、臨時採用で何年も何年もやられている方の中には、保護者から見ても、クラス運営等大変上手な方が多くいます。しかし、様々な理由はあるとは思いますが、なかなか正式採用されないというところもあるので、現場の校長先生の意見をもう少し強く反映されたりとか、やってきたところもしっかりと酌み取ったり等の工夫があると、教員不足の解消に少しはつながるように思いました。

また、学校は学力だけを上げるところだけではなくて、いろんな学びがあるところですが、今すごく小さい頃から塾に通う子が多く、増えてきていると思います。そして、塾に行くと学力は上がっている傾向もあります。塾に行かせなくても、学校の授業をしっかり受けることによって、同じ程度の学力がつくようなこともしていければ、なお良いのではないかと思います。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

幾つかの御指摘を頂戴しました。特に最後の学校は学力だけを上げるところではないというお話、これは学力をどう捉えるかということによって、ちょっと意味が変わってくるようにも思います。

ちなみに私は、学校は学力を上げるところだというふうに思っておりまして、その学力はちょっと幅が広い学力で、テストの点数だけではないということなんですけれども、そういった学力とは何かみたいなことについても広く考えていただいて、その中で埼玉県教育が何を指すのかということにつながっていくように、文章を書いていただく際は御留意をお願いできればなということを思いました。ありがとうございました。

では、林委員、お願いいたします。

○林委員 実はさっきの発言でもしたんですけれども、発達障害の可能性のある8.8%ということについて、ちょっと詳しく言いますと、先ほども御発言が出ていましたが、2012年から始まって、2022年の結果が出ていて、10年ぐらいの間に大きくこの辺が変化しているという、そういう説明があったんですね。

それで、何人かの専門の先生もおっしゃっていたんですが、やはりその背景にインターネットですとか、ICT技術の進展というようなことが影響しているだろうという御発言がありました。

先生方、プレイステーション5ってやったことありますかでしょうか。私この間ちょっとやってみたんですけれども、本当に頭がかゆくなるほどリアリティーが高いんですね。子供さんたちが、毎日はやらないでしょうけれども、しょっちゅうやっているとする、現実と非現実の境がなくなってしまうという、そういうふうに思いました。ただこれは、社会には重要なツールですので、教育DXの中でそういうのを推進するときに、大事な部分と、さっき御発言もありましたけれども、こちらが教育的に配慮できる部分というのをしっかり把握して、この施策を考えていただければと思いました。

座長からこれは別な分野にして焦点を当てた方がいいんじゃないかという御意見がありましたけれども、私も実はそう思います。

更に言いますと、発達障害の教育というのが私どもの中でも今課題になっていまして、いわゆる発達障害ですとか、それから学習障害や何かも含めてですが、なかなか、疾病性があるかと言われるとそうじゃない方も多くて、その辺のところは我々精神科の医師でも診断的に難しいです。専門医にも難しいことを、学校の先生方が教育や指導という立場で対応されていると思うんです。この辺の境もないということもあるんですが、さっきのICTの関係も含めて、やはり教育現場でしっかりと指標をつくっていただいて、大事なところは技術を進めてもらい、その代わりにいろいろ教育の対応をしていただくということが重要かと思えます。以上です。

○荒瀬座長 御意見ありがとうございました。

それでは、城川委員、お願いいたします。

○城川委員 ちょっと何点か意見をさせていただきます。

まず、ちょっと先ほど質問をした件について、一つ意見として、先ほどは質問という形でしたので。

小・中学校9年間を一貫した教育の推進というのは、先ほどの御説明によると連携という意味合いが強いかないというふうに捉えました。

であるならば、恐らく小学校と中学校で起こっていることは、実は中学校から高校に行ったときにもやはり起こっています。我々高校の立場で言うと高大連携というのがテーマになっていて、様々な大学と色々な連携を取りながらというのは、これは国の施策としても行われている話です。ちょっとしつこいようですが、ここに小中の連携の部分だけが強く書かれているというのはどうしても違和感が残ります。ですから、やっぱり幼小中高の連携、大学については県は関係、ちょっと管轄が外れるかと思うんですが、一つの意見として申しておきます。これが1点目です。

2点目としては、先ほど御意見の中にSTEM教育、またSTEAM教育という話がありましたが、それはちょっと私も気になっておりました。グローバル教育、SDGs、そういったキーワードがある中で、やっぱり理系の教育の推進というのは、国としてもそういった方向性というのはあるかと思いますが、県としてもその文言はどこかにあってしかるべきかなと思いま

す。

そして、3番目ですが、先ほど星委員からも部活動の話がありましたが、この中にあります持続可能な運動部活動の運営について、正直これの解決って今本当に一番難しい問題で、もう学校現場も非常に苦しんでいます。

ただ、今国の、また県からの方向性というのは、例えば日曜日に部活動をやったら、他の日に休むとか、例えば週休で何日を休まなきゃいけないとか、その活動時間等について具体的に制限するような指示と言うんですかね、方針が学校にも示されます。我々私立の学校なんで、ある程度そこは独自の判断というところができる、許容の範囲というのもあるんですが、今我々に直接関係はありませんが、県立学校は活動時間まで決められてというようなところで運営しています。

ちょっと話しはそれますが、昨日の夜まで北海道に1週間行っていました。今北海道で全国インターハイが行われておりまして、私は高体連の役員として、応援者という形で行って来ました。会場なんかで見る高校生というのは、最初の話に戻りますが、すごくきらきらしています。夢や希望、そういう思いというのを本当に感じましたし、本校からもかなりの数の生徒がインターハイに出ていますけれども、その生徒たちは将来に向けた目標を明確に持っていて、もちろんスポーツだけが教育の中で大事なことでないことも分かるんですが、やっぱりそういった思いを持っている生徒たちがしっかり活躍できる場、それを後押しする場というのは、本当に大事なことだと思っています。

今、例えば公立学校さんが部活動の制限なんかを強めれば強めるほど、私学の立場から言うのも何なんですけど、恐らくああいったステージに上がってくるのも私立ばかりにますますなっていくだろうなという思いも一方であります。

ただ、そういった子供たちは社会全体で育てていかなきゃいけないと思います。WBCで活躍した大谷翔平だって日本の部活動からある意味育ったというのもあるわけで、甲子園でみんなが熱くなって応援しているという、それができる状況をどうしなきゃいけないかということは、本当にもっと考えていかなきゃいけないだろうというふうに思います。

よく地域移行という話が出ますが、例えば本校なんかでも部活動の一部は、いわゆる学校の職員でない者が指導に関わっているケースは多々あります。だけど、そのコントロールというか、本当に意識を持った人間がしっかりそれを指導していくと

いう状況をつくるのというのはものすごく大変ですし、しっかりそういった地域の例えばクラブチームといったところが指導して、今まであった日本のよさというのを残していこうとするならば、一言で言ったら、すごくお金もかかります。地域移行の話ですごく私自身が気になるのは、お金のことを根本的に詰めた議論というのは、少なくとも一般には出てきません。それは予算を云々というよりも、そこのお金の集め方というのを本当に根本的に考えていかなきゃいけない問題です。特に、学校の部活動を推進するためのスキームづくりについて、より一層工夫していただきたいと思います。

ちょっとしつこいようですが、世に言う外部指導者というのにどんどん委託していくやり方は、先ほど星委員の話にもありましたけれども、ものすごく一方で危険だと思っています。やっぱり教員の資格持っている、資格が云々と言うよりも、資質的にそこを本当に子供たちの対応をしても大丈夫な人間って、そんな簡単に見つけられるものではないと思っています。我々も優秀な元プロアスリートであるとか、そういった人間というのも指導に関わってもらっていますが、やっぱりそこの人選というのは相当慎重にやっています。本校からもプロのアスリートになっている卒業生も多々いますけれども、そういったところをしっかりと指導していける体制をつくっていくというのは、本当にこれからの日本の部活動にとって大事です。ちょっと話がしつこくなりますけれども、夢を持たせるとかもそうですし、周りの仲間意識であるとかもそうです。今この年代になっても、一番仲がよかったのは一緒に部活動で頑張っていた人間です。これって日本のすごく大事な文化だと私は思っています。それが継続できるようにするには、要はお金の問題になると思います。例えばクラウドファンディングであるとか、欧米型だったら、お金、スポンサーを集めるとかはもっと大々的にやっています。学生スポーツをそうやって支援していく体制というのを、埼玉県が先頭立ってやっていくようなことを何か入れられたらなという思いがあります。

それと、4番目になります。この団体からのヒアリングの意見と話がややかぶりますが、最初にお話させていただいたときに、やっぱり教育の多様化というのがすごく大事であるという話をさせてもらいました。公教育ではありますが、私は私学の代表として話をさせてもらっていますんで、やっぱり私学にしかできない教育というのも多々あると思います。

そういった意味では、今回の施策の中で、この私学振興というところ、施策の22番ですね。22番のところ、記してはいた

だいており、また、それには感謝いたしますが、正直埼玉県内で私学の振興に対するバランスでいったら、比較するのも何ですが、東京なんかに比べると明らかにそのバランスが低いというのはちょっと訴えざるを得ないという状況があります。

グローバル教育、ICT教育、またかなりとんがったいろんな取組というのをそれぞれの私学が、また先ほど言った部活動絡みもそうなんです、進めていくために、これはもう具体的に言うと、予算の振り分けというところに最後になってしまうと思います。埼玉県内の高校生でいうと、高校生全体の約35%が今私立高校に通っています。その35%通っている状態なんです、埼玉県は運営費補助金が全国でも一番下であるというような状況です。そういったところから、何とか私学の教育を重視するという、それなりの趣を置いていただきたいなど、これは私学の団体の代表として一言申し上げます。

その部分でもう一つ言うと、公立の高校に関して言っても、埼玉県は恐らく生徒1人当たり116万8,000円ぐらいが県立高校の生徒1人当たりの県費だと思いますが、全国的に見たら、全国平均が132万6,000円なので、その教育全般に関して、今日話している全てのところがやっぱりそこにも関わってくると思います。

教育に関して、今ICTにしても、グローバル教育にしても、教員確保にしても、とにかくそういった金銭的なある程度バックボーンがないとなかなか成立していかないところです。教育自体をまず県の中で重く受け止めるということ、これは大き過ぎるというか余計な話になってしまいましたが、最後にちょっとそういったところを申して、私の意見として終わらせていただきます。

ちょっと大分脱線した話もあって申し訳ありませんでした。ありがとうございます。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

石井委員、よろしくお願いします。

○石井委員 8個あります。手短かに申し上げます。

まず、12ページの施策の3に、身近に暮らす在留外国人との交流と理解の促進を足してもらいたいと思います。9ページにあらゆる他者を価値のある存在として尊重する共生社会の実現に向けた教育という文言がありますけれども、一番大事で身近

に暮らしている在留外国人を理解したり、交流したりするという事は、日本人の子供たち自身が自分のよさを発見したり可能性を認識したりするのに在留外国人との交流は最良と思います。

13ページの施策の6に、グループ活動の推進を足していただけたらと思います。やっぱり豊かな心を育むためには、人と触れ合うこと、グループ活動を実践して相手を思いやったり、互いに助け合ったりすることが大切だと思います。

15ページの施策の10の持続可能な運動部の活動というところがありますが、その文章の最後に、活動のための地域人材の活用を推進することを足してもらえないでしょうか。地域には優秀なスポーツ指導者がたくさんいます。青少年の体力向上に役立つだけでなく、教職員の働き方改革や地域住民の生涯学習にも寄与することになると思います。

16ページの施策の11ですが、地域産業の担い手との交流の推進を足してほしいと思います。職業教育には、実際に活動している地域産業の担い手と交流して、いろいろ教えてもらったり目で見たり、子供たち自身が体感することが大事だと思っています。

16ページの施策の12に、地域の様々な団体やNGO、NPOとの交流の促進を足してください。多様な人材と協働する力の育成に向けて、何かに夢中になって活動している地域のいろんな団体やNGOやNPOの人たちと交流することによって、今まで自分のことばかり考えていなかったかなと子供たちが気づいて、もっと主体的に社会に参画しようと思うようになるのではないのでしょうか。

17ページの施策の14は、さわやか相談員の配置の推進を足してほしいと思います。子供一人一人を細かく対応してくれる、さわやか相談員の友達が何人かいるんですが、彼らの活動を間近に見ていて本当にそう思います。すごいと思っています。だから、是非小・中学校にさわやか相談員を配置するように推進してほしいと思います。

あと、18ページの施策の15に、これは是非足してもらいたいんですが、来日直後の外国ルーツの子供に対する迅速な受入れ体制を推進する。来日直後の子供ですが、日本語が分かってから来なさいと拒否する、入学を拒否する教育委員会が本当に現実的にあるんですね。早く、すばやく受け入れて、日本語を指導することによって、その子供の日本での暮らしが安定して、

自活できるようになると思います。入管法はどんどん変わってきています。外国ルーツの子供の自己肯定感を育成するためにも大きく作用すると思います。

最後に、18ページの施策15と19ページの施策の17に、中学校に教育相談員を設置することを推進してほしいと思います。大勢の人の目で子供たちを見るということは、とても大事だと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

他に皆さんいかがですか、今お聞きになってこれも言っておきたいということがございましたらお願いいたします。

○星野副座長 星野です。よろしいでしょうか。

○荒瀬座長 どうぞ。

○星野副座長 ありがとうございます。

ちょっと2点申し述べたいと思います。

1点目なんですけれども、体験活動についてなんです、13ページの施策6に体験活動の推進というのがありまして、23ページの施策24のところに、げんきプラザを活用した体験活動の充実があります。恐らくこちら24の方はげんきプラザなので自然体験活動だと思うんですけれども、あえてげんきプラザでの体験の充実というのを入れる必要があるのかもしれませんが、そちらの施策6の方の13ページの体験活動と分けて書くのであれば、やはり自然体験活動の自然を入れるのか、少し区別をしてほしいし、あるいはもう体験活動の推進、充実ということで、再掲という形になるのか、そちらの方ちょっと1点整理をしていただきたいというふうに思いました。

それからもう一点なんですけれども、本日御欠席の渡辺委員の方からも御指摘があるんですけれども、資料2の①の御欠席の先生方の御意見の中の渡辺委員の最後のプリントになりますけれども、15ページ施策9、健康の保持増進について、渡辺委員の方からは妊娠・出産・不妊だけではなく、避妊・人工妊娠中絶・性感染症予防、性に関する身体の成長・発達等々というそう

いった御指摘があります。

この15ページですね、案の方でいきますと。15ページの施策9のところなんですが、この渡辺委員の御指摘に関しては、正に子どもの権利条例についても国連の方から我が国の現状について厳しい指摘をいただいております、リプロダクティブ・ヘルスについて、特に性教育についての我が国のちょっと、諸外国と比較して、かなり遅れを取っている部分があるのではないかと思います。

ということで、ちょっとこの施策9に関しては、是非渡辺委員の御意見生かしていただければというふうに感じました。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

どうぞ、秋山委員、お願いいたします。

○秋山委員 すみません、一つだけ、施策17、あるいは23、28にもあるんですけども、地域における生徒の多様な活動の場等というところですが、他の部分は全部児童生徒というような書き方をされています。児童も地域での様々な活動の場等はあると思いますので、文言はそろえて小学生にもということがよろしいのではないかというふうに思います。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○司会 比嘉委員が手を挙げていらっしゃいます。

○荒瀬座長 はい、どうぞ。お願いいたします。

○比嘉委員 施策の23の、P T Aなどの活動への支援というところで、教育委員会や学校の先生たちも、是非P T Aをよく知り、メリット、デメリットということでなくて、子供たちを共に育てていくというところに、お力添えをいただければと思いまし

た。

それから、先ほど私学の方の助成が少ないというお話がありました。確かに、埼玉県は、県内の私学へ行けば補助が充実していますが、県外に出てしまったらそれほどではないように思います。近隣の県に比べると、子供が入学してから分かることが多く、事前にもっと知ることができると良いと思いました。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。

○司会 秋山委員が手を挙げていらっしゃいます。

○荒瀬座長 秋山委員、どうぞ。

○秋山委員 すみません、先ほど言えばよかったんですけども、部活動のところではいろいろ学校の部活動の文化というところはとても大切なところもあると思いますし、運動部活動のことで議論が進んでいるんですけども、学校の現場にいますと、文化部活動についても全く同じような立ち位置がありますので、その視点もどこかに入るとうれいなというふうに思っております。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

他によろしいでしょうか。

私が言ったらおしまいというわけではないんですけども、では、私も二つ申し上げたいと思っています。

一つは、先ほどから委員の皆さんがおっしゃったこと全てに関わるかと思うんですけども、夢とか希望の話にも関わりますが、学校で子供たちを支え、具体的に子供たちの学びを豊かにするのは誰かと言うと、教職員にほかなりませんので、教職員に対する応援のメッセージが込められたような教育振興基本計画にならないかなということを思っております。

国でつくった教育振興基本計画も教育に携わる方に対するリスペクトがあって、そして、その教育そのもの、教師に対するとかだけではなくて、教育そのものに対するリスペクト、教育なしでこれからの社会というのは展望が見いだせないと思いますので、そのこのところに具体的に関わっている教職員の皆さんへの応援のメッセージが込められたような教育振興基本計画になればいいなと思っております。

これは単にメッセージを送るということだけではなくて、大変厳しい財政状況であるというところは日本各地そうだと思うんですけども、具体的に学ぶ時間とか場の提供、先生たちにですね。教職員も学びたいという願いを持っている人がたくさんいらっしゃるの間違いありませんので、そういった人たちが学ぶ、そして、自分の専門性を高めていくことのできるような機会を具体的に提供していくということとともに、数を何とか確保するというふうなことに関わっても、何か書けることがあるなら書いていただければなということをおもっております。これが一つ目です。

二つ目は、これは私が勝手に今から申し上げるんですが、委員の皆様にもこの場でいろいろと御意見いただいて、私も大変勉強になりました。ありがとうございます。最終的には、埼玉県教育振興基本計画としてまとめていただくわけですので、その文脈の中で盛り込まれるものも当然あると思いますが、盛り込まれないものも出てくるかと思っております。その辺については御了解の上で御発言いただいたと思っておりますけれども、具体的に埼玉県の教育が1歩でも2歩でも進んでいく、その確かな基本計画になるということが我々の願いであるということは共有していると思っておりますので、その点の確認をさせていただきます。

それで、今までの意見を聞いていただいた上で、特に事務局の方から何かございましたら御発言いただきたいと思っております。一つ一つについては言うていただくとともに時間がないと思っておりますので、全体に関して何かございましたら、特段今日何かありましたら御発言願いたいと思っております。

○中沢教育政策課長 それでは、教育政策課長からお話をさせていただきます。

まず、様々頂戴いたしました御意見につきまして、主な取組につきましては、この後計画にする際、その下に説明の文章を

つけさせていただきます。今日いただいた御意見をしっかり踏まえて文章を考えてまいりたいと思います。

それから、冒頭に指標の数値化について御意見を頂戴したかと思えます。御発言の趣旨、ごもっともな部分もございますので、指標設定、又は整理に当たりましては、そういった考え方もしっかり頭に置きながら整理を進めてまいりたいと思います。以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

もう本当によろしいでしょうか。特段ございましたら、どうぞ御遠慮なくおっしゃっていただくということで。

ありがとうございます。

今日いろいろ出していただきました皆様の御意見を、今踏まえてというふうにおっしゃっていただきました。教育振興基本計画にどのような形で盛り込んでいただくかは事務局の方にお任せして、次回のこの有識者会議に向けて資料作成をお願いしたいと思います。

そ の 他

○荒瀬座長 では、次の3、その他ということではありますが、これについて事務局の方から御発言よろしくお願ひいたします。

○司会 ただいま荒瀬座長からお話のありましたとおり、次回有識者会議に向け、事務局として準備を進めてまいります。

8月下旬にワーキングチーム、9月中旬に第3回有識者会議にお諮りさせていただき、有識者会議の御意見を踏まえ、計画原案をまとめていきたいと考えております。

会議開催につきましては、改めて御連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事はこれで終了したいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

今日も御協力いただきましてありがとうございました。

では、進行を事務局にお返しいたします。

○司会 荒瀬座長、どうもありがとうございました。

以上で、第2回次期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議を閉会します。

本日はありがとうございました。

閉 会